

法学分野の参照基準の作成に関する基本方針

法学分野における基本方針を作成するに際しては、以下のような基本方針に基づいている。

1. 今日の大学における法学教育の現状

大学の大量化に伴い、今日では法学教育が極めて多様化している。また各大学における法学の専門教育の目的もこのような現状を反映して、今日では極めて多様化しており、それを一律に論じることが困難な状態になっている。

大学の学部段階での法学教育の目的が多様であることには、単に大学の大量化現象によって集自他ではなく、わが国の法学教育には特有の事情がある。本来法学教育には学問としての法学の教授とともに法的技術を用いた法律専門家を養成するための実務教育の二面がある。後者の側面は従来大学が担ってきたわけではなく大学教育では専ら前者が重視されてきた。法律専門職自体も多様であり、これらは別途教育されている（例えば法科大学院）。大学では、法技術ではなく、むしろ法学の基本事項の習得が目指されており、これらの事情は十分に考慮されるべきである。このような事情を前提とした上で、学部段階での法学の専門教育の質の向上を図る方策を講じるべきである。そのためには、わが国の社会で法学の専門教育がおかれている現状を明らかにする必要がある。

最近では大学に法科大学院が設置されたことにより、それとの関係で学部段階での法学教育の目的自体が曖昧になっており、その意味でも学部における法学教育の意義を明確にし、再確認する必要があること。

2. 法学教育の中核となる事項

法学教育の目的が極めて多様化したにもかかわらず、その多彩な法学教育の中核となっているのは、やはり様々な実定法を中心とした伝統的科目である。しかし、それだけでは不十分であり、これに加えて基礎法その他の関連する分野の教育が想定されており、それらの教育には、なお優れた効用があると評価されていることには変わりはない。

3. 法学を学んだ者に求められる基本的素養

各大学での法学教育を受けた者の基本的な素養としては個別の法知識ではなく、むしろ法学教育を通して培われる「規範的判断能力」、「集団におけるマネジメント能力」等の、社会生活上の対人的能力が期待されているようであり、法学部卒業生にはこのような、基本的能力の習得が目指されており、個別の法的知識のみの習得とは異なった能力を有することが期待されている。

4. 参照基準作成の基本方針

予定される「参照基準」の策定においては、学部における法学専門教育において学習すべき「一定の知識の最低基準」を示すという方向は、わが国の大学の学部段階における法学教育の需要が極めて多様化しており法学教育の実態に則さず、適切ではない。各大学が示すべき法学教育の目的は様々であり、これを特定のものに限定することは実態に則さない。このような多様化は、それぞれの大学が受け入れている学生の法学教育に対する需要、その卒業後の進路などと極めて密接な関係がある。各大学で現実に行われている法学教育についても、一面でこれらの点が考慮・反映されており、そこで設定されている教育の程度や提供される対象も大きく異なる。各大学でのこのような努力を一律に無視すべきではない。

むしろ各大学が、法学教育に必要な基本事項を考慮し、基本とした上で、具体的に独自の法学教育の目標を明示し、その達成のための教育方法を明示し、常にその達成度を検証し、必要に応じて改革することが必要である。したがってそのような不断の検証を促すために役立つ資料・指針を工夫し提供することを主要な目的とすべきである